

第86回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成24年5月8日（火）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄 7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭 13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）
欠席委員	なし
事務局	仲田会長、田村事務局長、大許事務局長補佐、宅和主幹、道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第6号 米子市農用地利用集積計画の決定について 5 報告事項 （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について （2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第86回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号3番の松林貢委員と議席番号4番の安田浩委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者はありません。

続きまして、3ページの議案第3号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号1の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号1の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、借りて耕作してきた農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は138aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（船岡委員）

これにつきましては、譲受人が、借りて耕作してきた298㎡を、売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いたします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号2の福万について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号2の福万について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は136aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（船岡委員）

譲受け人が、自作地の隣接農地329㎡を売買、要望により取得しようとするものです。譲受け人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第4号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号1の淀江町小波について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

1番、番号1の淀江町小波の現場について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町小波の畑で面積は182㎡です。申請者は、現在、市内アパートに妻と子供の3人で住んでおりますが、子供も大きくなり、不便になってきたので、実家近くの農地を転用し、住居を建築しようとして計画しておられるものです

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当すると思われまます。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

つづきまして、番号2の葭津につきましては、8ページ、5条、番号10の案件と関連しますので、一括して、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（石橋委員）

4条の2番について説明します。現地調査でいちばん最初に見てもらいました案件でございます。

申請者は議案のとおりです。申請地は、葭津の畑で面積は271㎡です。申請者は、野菜の加工販売業をしておりますが、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの取引の増加により、取り扱う野菜が増えてきています。これに対応するため、新たに野菜加工施設を建築しようと計画するものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意も取っております。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当するものと思われま

す。転用については、問題ないと思われま

す。そして5条の方と関連することになりますので、10番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、葭津にある畑で、面積は892㎡です。申請者である大根屋は、葭津で野菜の加工販売業を営んでおりますが、取引先のコンビニエンスストアの増加により、取り扱う野菜の量が増加してきております。そこで、これに対応するため、現在の自社野菜加工場に隣接する土地に、新たな野菜加工場を建設しようと計画したものです。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われま

す。この議案につきまして、現地で見させていただきましたとおり、現状があのような状態になっておりました。したがって、申請書には、みなさんにお配りしております顛末書がありました。あの土地であります、大根屋さん、〇〇さんが、一体的に使っておられる土地、区域でありまして、私を含めまして歴代の地区の農業委員が何をしておったというミスもござい

議長（松原委員）

ただ今、番号2、5条の番号10について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がござい

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号3の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番 (石橋委員)

先ほどの現地調査のところで同時に見てもらいました、3番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、葭津の畑で面積は208㎡です。申請者は、平成13年頃、自己用住宅を建築しましたが、住居の西側は西日が強く、夏場は冷房も効果がなく、また、洗濯物の物干し場もないため、隣接の畑部分に住宅を拡張し、樹木等植えて家の庭を作ることを計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当すると思われま

す。転用については、問題ないと思われま

す。この議案につきましても、先ほどの顛末書の内容に書かれているとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 (松原委員)

ただいま番号3について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページの議案第5号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号7の中島1丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番 (田邊委員)

7番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりでございますけれども、申請地は、中島1丁目にある畑で、面積は214㎡です。申請者は、中島1丁目「いづみ保育園」を経営しておりますが、園児数の増加により、子供の遊場が狭く困っております。そこで、この度、隣接農地を譲り受け、保育園敷地を拡張し、遊戯場を増築しようと計画したものです。これは、会長の地元でありまして、一応、会長の方から問題ないということで話を聞いております。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もございまして、問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号7について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号8の大崎について、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

13番（石橋委員）

8番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、崎津小学校の南東約300m付近にある大崎の畑で、面積は263㎡です。申請者は、夫婦と子供の5名で、境港の市営住宅で生活しておりますが、手狭になってきたため、実家に近い大崎に自己用住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われまます。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長（松原委員）

ただいま番号8について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号9の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（石橋委員）

つづきまして、9番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、崎津小学校の北西約500m付近にある葭津の畑で、面積は310㎡です。申請者は、住民票上は葭津に住所をおいておりますが、現在は、妻と子の計3名で、福市にある妻の実家に間借りをして生活しております。妻の実家にいつまでも迷惑をかけることもできないため、この度、祖父の土地を借りて、葭津に自己用住宅を建築しようと計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする地区に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくご審議お願いします。

議長（松原委員）

ただいま番号9について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

番号10につきましては、先ほど審議いたしましたので、9ページ、番号11の美吉について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（松林委員）

説明申し上げます。

申請者は議案のとおりでございますが、子供さんが二人で生活しておりますが、家族が増える予定もあり、妻の父から土地を借り受けて、自己用住宅を建築しようと計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、何も問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号11について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号12の高島について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（田邊委員）

12番の議案でございますけれど、これは最後に見てもらった案件でございます。申請者は議案のとおりです。申請地は、高島にある田で、面積は1776㎡です。

申請者は、古豊千で運送業を営んでおられて、大型トラックを20台所有しております。この度、事業拡大のため、トラックを新たに5台増車する計画をしまして、現在の所有する敷地が狭く、トラックの転回もできない状態でございます。それでこの土地を購入して駐車場を広くしようと計画したものです。

第2種農地に該当すると思われまして、転用については、問題ないと思われましてよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号12について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号13の二本木ですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代）

議長（竹谷委員）

そういたしますと、番号13の二本木について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

17番番（松原委員）

13番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、二本木にある田で、面積は1,061㎡です。申請者は、二本木で健康診断等の検診業務を行っておりますが、検診者数の増加に加え、従業員や事業車両の駐車スペースが不足してきております。そこで、隣接する農地を取得し、主に従業員用の駐車場として整備しようとして計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、500m以内にJR伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われま

す。転用については、問題ないと思われま

すのでよろしくお願

いします。

議長（竹谷委員）
ただいま地元委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
(異議なしの声あり)

議長（竹谷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代)

議長（松原委員）

続きまして、番号14の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番（藤本委員）

14番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、海の河口、宇田川の河口の付近にある畑ですが、面積は43㎡です。

申請者は、自宅向かいに老朽化した車庫を所有していますが、道路幅員が狭く、車の出入りが非常に窮屈な状態です。そこで、現在の車庫に隣接する申請地をあわせて車庫敷地とし、車庫の建て替えようとして計画したものです。農業用水路放流同意もあります。

申請地は、住宅地等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われま

議長（松原委員）

ただいま番号14について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第6号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

11ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が49件、転貸に係る担い手育成機構借入れの設定が1件、それに伴う機構からの転貸が1件ございます。

それでは、13ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号5-1、5-2について、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員退席）

議長（松原委員）

そういたしますと、番号5-1、5-2について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、67筆 96,418㎡、畑に関するものが、31筆 26,753㎡、ございます。

番号5-1から番号5-2は、再設定でございます

議長（松原委員）

ただいま番号5-1、5-2について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員着席)

議長 (松原委員)

つづきまして、22ページ、番号5-45、5-46を先に審議したいと思います。審議に入ります前に、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議長 (松原委員)

そういたしますと、番号5-45、5-46について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許局長補佐)

番号5-45は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、246aとなっております。

番号5-46は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、246aとなっております。

議長 (松原委員)

ただいま番号5-45、5-46について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、決定いたします。〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員着席)

議長 (松原委員)

それでは、13ページ、番号5-3から、22ページ、番号5-44まで、番号5-47から、23ページ、番号5-49までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許局長補佐)

番号5-3は、再設定でございます。

番号 5-4 から番号 5-7 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、4,439 a となっております。

番号 5-8 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、185 a となっております。

番号 5-9 は、再設定となっております。

番号 5-10 から番号 5-11 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、337 a となっております。

番号 5-12 から番号 5-15 は、再設定でございます。

番号 5-16 から番号 5-21 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、169 a となっております。

番号 5-22 から番号 5-25 は、再設定でございます。

番号 5-26 から番号 5-27 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、119 a となっております。

番号 5-28 から番号 5-34 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、2,833 a となっております。

番号 5-35 から番号 5-42 は、再設定でございます。

番号 5-43 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、425 a となっております。

番号 5-44 は、再設定となっております。

番号 5-47 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、99 a となっております。

番号 5-48 は、再設定となっております。

番号 5-49 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、92 a となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして 25 ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して 27 ページでありますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許局長補佐）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、25ページ、番号5-1は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、27ページ番号5-1は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。

設定後の経営面積は、870aでございます。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松原委員）

担い手育成機構が転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

29ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号33から番号34、番号1から番号2までの4件を受理しております。

30ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号71から番号72、番号1から番号2までの4件を受理しております。

続きまして、31ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号54、番号1の2件を受理しています。

続きまして、32ページ、（4）非農地現況証明について、番号25から番号27、番号1から番号5の8件を証明しています。

続きまして、34ページ、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、34ページから37ページのとおり4件、鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、38ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号47から番号54、番号1から番号6の14件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

はい、そういたしますと報告いたします。先月、当委員会でご審議をいただきました、4条はなく、5条は彦名、流田の宅地拡張、そのほか6件は、すべて諮問どおり、許可になりました。それと、先月の委員会で、報告いたしましたが、農地を守り活かす全県運動、あるいは全県一斉農地パトロールの取り組みにつきましては、今月の17日、会長及び局長の会議で決定されるそうございまして、先月の農業会議では議題にあがりませんでした。そして、すでにご承知の方もあろうかと思いますが、24年度の新嘗祭、献穀田につきましては、蚊屋の〇〇さんにお世話になることになりました。そして5月2日に、播種式がございました。田植えは5月31日に予定されております。私からは、以上でございます。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようでしたら、事務局より事務連絡があれば説明してください。

事務局（大許局長補佐）

まず、〇〇さんの件について説明したいとおもいます。

事務局（宅和主幹）

2月の部会で報告いたしました、昭和46年に転用許可を受け、昭和47年に登記地目が宅地に変更された、国道9号線沿い、淀江町西原の診療所建設予定地の件について経過を報告いたします。

先ず、事情を確認するため、〇〇氏に転用事業の進捗状況報告書の提出をしてもらいました。

報告書には、社会情勢が不安定なことと資金不足のため建築を躊躇しているが、診療所を建てるという当初の目的に変わりはありませんということが記載されておりました。

この報告書を県に送付いたしまして、今後の指導方針を確認しましたところ、登記地目が既に宅地に変更されていること、ま

た、現況も農地でないことから、農地法上の指導や処分の手続きはできないとの回答がありましたことを報告いたします。以上です。

議長（松原委員）

ほかに、ございませんか。事務局からほかに何か。

事務局（大許局長補佐）

（事務連絡を行う）

議長（松原委員）

ほかに、何かございませんか。ないようですので、これを持ちまして、第86回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時45分